

玉川村「観光 PR 事業」委託業務仕様書

1 目的

現在、東日本大震災、福島原子力発電所事故から 14 年が経過したものの、依然として放射能に対する不安の声が聞かれるなど風評は根強く、さらに ALPS 処理水の海洋放出により福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や本村の魅力を発信していかなければならない現状がある。

本業務では、玉川村のあらゆる観光事業（サイクルヴィレッジ、森の駅 yodge、乙な駅たまかわ、体験農業、アウトドア体験等）に関し来場される多くの企業へアプローチをかけるため、事業概要を商談対応用にまとめタリフ化した PR ツールを作成することにより、さらに情報発信の効果を高め、実際に多くの方に来村いただくことで、安心安全を認識いただき風評払拭を図ることを目的とする。

2 事業内容

BtoB イベント出展 PR 事業

村観光を県外観光事業者に向けて広く PR するため、県外のイベント（商談会等）へ出展し来村者数を確保する。

【要件】

- 福島県外のイベントへの出展回数は、1 回以上とする。下記のイベント以上の効果を見込めるイベントへの参加は可とする。

※想定するイベント

⇒ビジネスマッチ東北（11 月開催予定）

- ・来場者約 6,000 名
- ・開催日数 1 日
- ・出展ブース 5 ブース
- ・PR 観光事業者数 50 社以上（名簿提出）

- 観光事業につき、タリフ化した PR ツールを 100 部以上作成する。

※タリフ化した資料内容 サイクルヴィレッジ等の体験詳細やスケジュール、施設情報等をタリフへ落とし込み 2 パターン作成する。

3 履行期間

事業完了日：2026 年 2 月末日までとする。

4 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

5 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

6 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。